

## 検査実施料に関するご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発0630 第2号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目の留意事項が変更されましたので、ご案内申し上げます。

謹白

記

### ■保険収載内容が一部変更された検査項目

「保医発0630 第2号」 適用日 令和7年7月1日

検査項目名	実施料	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
クラミジア・トラコマチス核酸検出	188点	微生物学的検査 150点	「D023」微生物核酸 同定・定量検査 「1」	<p>～ (略) ～</p> <p>イ クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR法、LCR法、ハイブリッドキャプチャー法若しくはTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法若しくは核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。</p> <p>～ (以下、略) ～</p>
淋菌核酸検出	198点	微生物学的検査 150点	「D023」微生物核酸 同定・定量検査 「2」	<p>～ (略) ～</p> <p>イ 淋菌核酸検出は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、SDA法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体(尿検体を含む。)によるものである。なお、SDA法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。</p> <p>～ (以下、略) ～</p>
淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	262点	微生物学的検査 150点	「D023」微生物核酸 同定・定量検査 「5」	<p>～ (略) ～</p> <p>イ 「5」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法による。淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体(尿検体を含む。)によるものである。なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、SDA法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。</p> <p>～ (以下、略) ～</p>

※〔2435〕クラミジア・トラコマチス核酸同定、〔2436〕淋菌核酸同定、〔2482〕淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸同定は検査受託していますが、直腸からの検体には対応していません。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。